

指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日：令和2年7月10日

評価者：港湾局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎港コンテナターミナル関連施設
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日 ※平成30年度から利用料金納付金制に移行
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用許可等に関する業務 施設の保守管理・軽易工事等に関する業務 その他の業務（安全管理・施設利用者との調整など）
指定管理者	名称：横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体 代表者：横浜川崎国際港湾株式会社 代表取締役社長 諸岡 正道 住所：横浜市西区みなとみらい2-3-1 電話：045-680-6583
所管課	港湾局川崎港管理センター港営課（電話:287-6029）

2. 「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等																
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	<p>○ コンテナターミナル（以下「ターミナル」という。）における実績</p> <p>（1）コンテナ貨物取扱量</p> <p>※指定管理者事業報告書より抜粋</p> <p>※TEU……コンテナの個数を数える単位で、20 フィートコンテナに換算した個数のこと</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>H28年度</td> <td>100,183TEU</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>120,270TEU</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>135,120TEU</td> </tr> <tr> <td>R1（H31）年度</td> <td>152,833TEU</td> </tr> </table> <p>（2）利用料金収入等</p> <p>※指定管理者事業報告書より抜粋し（税抜）、千円未満は四捨五入</p> <p>※H28年度～H29年度は指定管理料で運営</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>H28年度</td> <td>59,280千円</td> </tr> <tr> <td>H29年度</td> <td>60,763千円</td> </tr> <tr> <td>H30年度</td> <td>346,274千円</td> </tr> <tr> <td>R1（H31）年度</td> <td>368,420千円</td> </tr> </table> <p>○ 港湾運営会社に指定された横浜川崎国際港湾(株)と、ターミナル運営に実績のある川崎臨港倉庫埠頭(株)が結成した共同事業体が行う指定管理としては第1期目であったが、川崎臨港倉庫埠頭(株)の経験とこれまで培った利用者やターミナルオペレーターとの信頼関係を活かし、密に調整を図ることで、施設の整備と並行しながらも、荷役効率を損なうことなく、円滑にターミナル運営を行った。</p>	H28年度	100,183TEU	H29年度	120,270TEU	H30年度	135,120TEU	R1（H31）年度	152,833TEU	H28年度	59,280千円	H29年度	60,763千円	H30年度	346,274千円	R1（H31）年度	368,420千円
H28年度	100,183TEU																	
H29年度	120,270TEU																	
H30年度	135,120TEU																	
R1（H31）年度	152,833TEU																	
H28年度	59,280千円																	
H29年度	60,763千円																	
H30年度	346,274千円																	
R1（H31）年度	368,420千円																	

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な管理運営業務は、基本協定書、年度協定書及び仕様書に基づいて適正に執行されている。
2	当初の事業目的を達成することができたか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポートセールス人員の採用が当初予定より遅れるなどの状況があったものの、市及び川崎港戦略港湾推進協議会と連携を図り、平成30年4月に開設されたタイ航路の安定的な就航に向けた重点的なポートセールス活動等を積極的に行った結果、コンテナ貨物取扱量及び施設利用料収入の増加が示すとおり施設の更なる利用拡大がなされ、年間のコンテナ貨物取扱量については、初めて15万TEUを超えた（令和元年度）。 ○ 利用者やターミナルオペレーターと合同で施設巡回等を実施することで、施設の破損状況等を早期に把握し、利用者等からの意見・要望も踏まえながら、緊急性・安全性等を考慮して補修を行ったことで、適切に施設を管理することができた。
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今期は、新たな荷さばき地の大規模整備等と並行して運営を行う困難さがあったが、工事が輻輳する中、ターミナルの状況を十分に把握し、本市の関係部署及び利用者との情報共有を密に行ったことで、施設の利用に特段影響を及ぼすことなく運営することができた。 ○ 緊急連絡網を毎年度更新し、台風等の災害時や事故発生時の迅速な情報共有を行うために活用することができた。 ○ 事故等の発生時においては、現場対応及び関係者への情報提供を適切に行った。また、再発防止のための原因調査や協議を利用者と協力して行い、フォロー体制の確保に努めた。
4	更なるサービス向上のために、こういった課題や改善策があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ターミナル施設は平成8年4月の供用開始から20年以上が経過していることから、施設・設備の老朽化が進んでおり、ターミナル機能を維持し、適正なサービスを提供するために、計画的な維持補修を市と協議し、進めていく必要がある。 ○ 設備の老朽化に対応し、安定的にサービスを提供していくため、市において出入口ゲートの改修やRMG（レールマウント式ガントリークレーン）の更新等大規模な補修を行っていく必要があることから、市や利用者等と密に調整を図りながら荷役作業への影響を最小限に抑える必要がある。

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月1回、ターミナルで開催する定例会議において、モニタリングシート等を活用し、指定管理業務の進捗状況や運営課題の把握、業務改善のための意見交換と指導を行っている。また、業務日報等により日頃の運営状況を確認するなど、適切なマネジメントがなされている。 ○ 定例会議以外においても随時ターミナルを訪問し、施設の利用状況や業務の実施状況等を所管課職員が確認し、必要に応じて指導、助言を行っている。
2	制度活用による効果はあったか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定管理者がターミナルに常駐することにより、利用者からの意見・要望を的確に把握することが可能となった。その上で市と十分な連絡調整を行い、ターミナルの利便性の向上が図られた。また、事故発生時には、直ちに事故

		<p>状況の確認に向かうなど初動対応が行われ、市を含めた関係者に対しての報告も迅速に行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化に伴う補修件数の増加に対しては、施設・設備に異常が認められた場合に、いずれも迅速かつ適正に補修を実施しており、施設の利便性及び安全性の確保を図り、安定したサービスの提供を行った。 ○ 市及び川崎港戦略港湾推進協議会等の関係団体と連携しつつ、蔵置能力に合わせたポートセールスを積極的に展開した結果、コンテナ貨物取扱量が増加し、併せて、利用料収入についても増加した。 ○ 市や関係者などで構成するターミナルの課題を検討する諸会議に積極的に参加し、今後の施設整備のあり方等について指定管理者の立場から情報提供や意見提案が行われた。
3	当該事業について、業務範囲・実施方法、経費等で見直すべき点はないか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度の市が行う整備により、ターミナル内にコンテナ洗浄場等の新たな施設が整備され、令和3年度から供用される予定であり、効率的な施設管理のため、当該施設の管理業務を指定管理者の業務に位置付ける必要がある。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	<ul style="list-style-type: none"> ○ 川崎港コンテナターミナルの管理運営については、港湾運営会社制度を活用した段階的な民営化が行われており、第一段階として指定管理者制度を導入し、第二段階として港湾法に基づく貸付制度を導入するとされている。 ○ 港湾運営会社制度とは、平成23年3月の港湾法改正により創設された制度であり、民の視点を導入し港湾運営の効率化を図ることが目的とされている。この制度の下、国から指定を受けた港湾運営会社は、国や市から行政財産の貸付けを受け、ターミナル等の料金決定権を確保した上で、荷主・船社への営業活動など港湾運営に関する業務を一元的に担うことができる。 ○ 段階的な民営化の第一段階として、平成26年4月に指定管理者制度が導入されており、同年1月に川崎港の特例港湾運営会社の指定を受けた川崎臨港倉庫埠頭(株)が指定管理者となり管理運営を行った。平成28年4月からは、同年3月に京浜港の港湾運営会社の指定を受けた横浜川崎国際港湾(株)と、前期の指定管理者としての運営実績があり、川崎港の特性を踏まえた取組の推進が期待される川崎臨港倉庫埠頭(株)により結成された共同事業体が指定管理者となり管理運営を行い、現在に至っている。 ○ 第二段階の貸付制度の導入については、令和3年度以降当面の間想定されるコンテナ貨物取扱量の水準においては港湾運営会社の収支が成立せず、現時点においては移行できないことから、当面は、指定管理者制度を継続し、市と指定管理者が連携しながら着実にコンテナ貨物取扱量の増加を図っていくことが望ましい。

4. 今後の事業運営方針について

- 今期（平成28年度から令和2年度）の共同事業体による指定管理においては、前述のとおり、横浜川崎国際港湾(株)と川崎臨港倉庫埠頭(株)のそれぞれの会社を持つノウハウを生かした管理運営が行われ、利用者の安全性及び利便性の確保、向上が図られるとともに、効果的なポートセールス活動が行われ、当該ターミナルにおけるコンテナ貨物取扱量の増加に寄与した。当該施設の管理運営

については、今後とも利用者の安全性及び利便性を確保しながら、さらなるコンテナ貨物取扱量の増加を図るため、老朽化の進む施設の状況や利用者の要望等を迅速かつ的確に把握し、対応を行うとともに、効果的なポートセールス活動を積極的に行うことが求められることから、引き続き、専門性の高い港湾運営のノウハウを有した指定管理者による管理運営を行うことが望ましい。

- 当該ターミナルにおいては、指定管理者による取組や官民が一体となったポートセールス活動、施設整備の結果、コンテナ貨物取扱量が順調に増加し、令和元年度には、官民の港湾関係者により構成される川崎港戦略港湾推進協議会が決定した目標値である15万 TEU の貨物量を達成した。その一方で、今後のさらなる貨物量の増加に対応した施設整備やコンテナターミナル周辺の交通渋滞が課題となる中、蔵置能力の向上や港内物流の効率化を図るため、市において、ターミナルの隣接地にバンプールやシャースープールといったターミナルを補完する機能を有するコンテナ関連施設を整備し、最短で令和5年度から供用開始することを検討している。当該施設については、ターミナルオペレーター等により、ターミナルと一体的に利用されることが見込まれ、窓口が統一化されることにより利用者にとって利便性の高い運営が期待されること等から、ターミナルと一体的に指定管理者制度が活用されることが望ましい。一方、当該施設は、令和2年度中においては施設レイアウトや工事手法の検討が行われている段階であり、現時点において管理運営を行う上での正確な収支の見通しが立てられない。このことから、新たな施設の供用時期に合わせて指定管理対象範囲を拡大し、コンテナ関連施設を指定管理業務の対象施設とするため、次期指定管理期間は、令和3年度から令和4年度の2年間とすることが望ましい。